

## 平成 26 年度 長生園ホームヘルパー派遣センター事業報告

### 《概要》

介護保険制度の「指定訪問介護事業」「指定介護予防訪問介護事業」を行いました。  
また、公的サービスでは認められないサービスのために、「公的サービス外サービス」（名称：すずらんサービス）を行いました。

「指定訪問介護事業」では、平成 24 年 4 月より「特定事業所加算 Ⅱ」で、介護報酬の 1 割加算を取得しています。

毎月、全ヘルパーを対象とした内部研修会を実施し、外部研修へも積極的に参加して、スキルアップできる環境を整えました。また、全ヘルパー個々の年間目標を設定して研修への参加を促し、利用者情報・技術指導・注意事項伝達を目的とした会議の毎月の実施、利用者情報等は書面を交付して確実に伝達するよう工夫しました。

また、より質の高いサービスを提供する事業所になるために、毎月全員に対して「容姿検査」を実施して、利用者やその家族に不快な印象を与えないよう、身だしなみにも注意を払いました。

登録ヘルパー 3 名が退職し、1 名が再登録、サービス提供責任者 1 名が退職したので、1 名を採用し、平成 26 年度末のヘルパーは 20 名になりました。

### 【 具体的内容 】

#### 1 年間目標を設定しています。

平成 26 年度 登録ヘルパーの年間目標

**「家族も笑顔になる声掛けを！」**

サービス提供責任者の年間目標

**「わかりやすい説明」**

周知徹底のために、事務室の壁に標語として貼り、ヘルパーとの日々の連絡に使用する F A X 送信表にも目標を印刷して啓発し、達成できたかどうかの自己評価を行いました。

連絡漏れや確認不足での活動忘れ等の防止のために、下記の対策を講じています。

- ① 担当の責任者が退室前に 翌日の登録ヘルパーの活動で、変更等の有無、連絡が漏れていないか確認する。
- ② 登録ヘルパーは、朝 8 時まで、当日の活動予定を事務所に F A X で送信し、責任者が毎朝確認する。
- ③ 登録ヘルパーに対する新規の依頼や代行依頼、活動内容の変更等は、F A X で確実に言い、ヘルパーからは確認した旨の返信をもらって文書で確認後保存する。

※ 上記の対策により、活動漏れを防ぐ事が出来ました。

2 すべてのヘルパーごとに、個別具体的な研修の目標、内容、期間を、実施時期等を定めた研修計画を策定し、実施しました。

- ① ヘルパーの経験年数や能力に合わせたグループ毎に、事業所内研修や外部研修への参加
- ② 毎月 全員参加での内部研修を実施し、「研修報告書」を提出。不参加者は、後日、同内

容の研修を実施。(研修内容 別記)

3 すべての登録ヘルパーに対し、利用者情報・留意事項伝達・技術指導を目的とした会議を毎月実施しました。

4 責任者は登録ヘルパーに対する利用者情報やサービス提供時の留意事項の伝達は、必ず書面で行って保存しています。

5 毎月 全員に容姿検査を行い、身だしなみに注意を払っています。(別紙 添付)

#### 全員参加 内部研修実施内容

4/15 (火)	プライバシー保護
5/15 (木)	感染症及び食中毒発生の予防
6/16 (月)	事故発生等緊急時の対応
7/15 (火)	認知症とその対応
8/18 (月)	倫理及び法令遵守
9/16 (火)	実技演習 (ベッド上での洗髪・トランスファー)
10/15 (水)	実技演習 (ベッドからのスーパートランス・車いす介助)
11/17 (月)	感染症の予防と対策
12/15 (月)	ガス停止時の対応と復旧作業
1/15 (木)	コミュニケーションの基本
2/16 (月)	オムツの種類とつけ方・事故発生の予防
3/16 (月)	在宅介護の医学の基礎

#### 外部研修参加内容

4/22 (火)	医学の基礎研修	1名
6/12 (木)	記録の書き方	2名
7/8 (火)	実技講習会	8名
7/23 (水)	ヒヤリハットと事故報告書のプロセス	1名
8/19 (火)・8/20 (水)	指導的職員研修	1名
8/21 (木)	アレルギー研修	1名
9/18 (木)	感染症研修	1名
10/23 (木)	認知症の理解とケアの方法	1名
11/5 (水)	感染症の予防と対応法	1名
12/16 (火)	認知症基礎研修	2名
2/17 (火)	薬の知識・嚥下障害の理解と口腔ケア	3名



[別紙]

容姿検査内容

化粧	マスカラやアイラインはつけない 健康的な色の口紅をつける（派手にならない）
髪	頬にたらさない。肩より長い髪は後ろで結ぶ。 結んだ髪が長い場合は、アップにする。（リボン等の色の制限あり） 金色等の色の禁止（落ち着いた褐色） ピン止めの使用禁止
爪	掌から見えない長さに清潔に切る マニキュアの禁止
アクセサリ	イヤリング・ピアス・ネックレス等アクセサリの着用禁止
制服	夏場に第一ボタンのみ外して可 襟は立てない ズボンの裾は折り曲げない（入浴介助中や掃除時は除く） 清潔なエプロンを着用する 靴下は必ず着用する
腕時計	介助中は、はずす
臭い	タバコの臭いや衣類の柔軟剤のきつい臭いの禁止 口臭がないか、注意する 利用者やその家族に、喫煙者であることを悟られない様に注意
マスク	着用時は、事務所にその理由を申告する
メガネ	派手なフレームの禁止